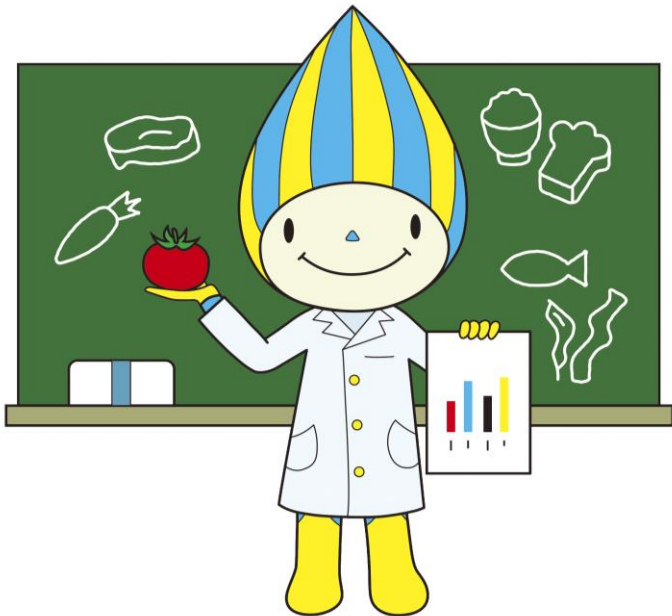


岐阜県における表示等の 指導状況について

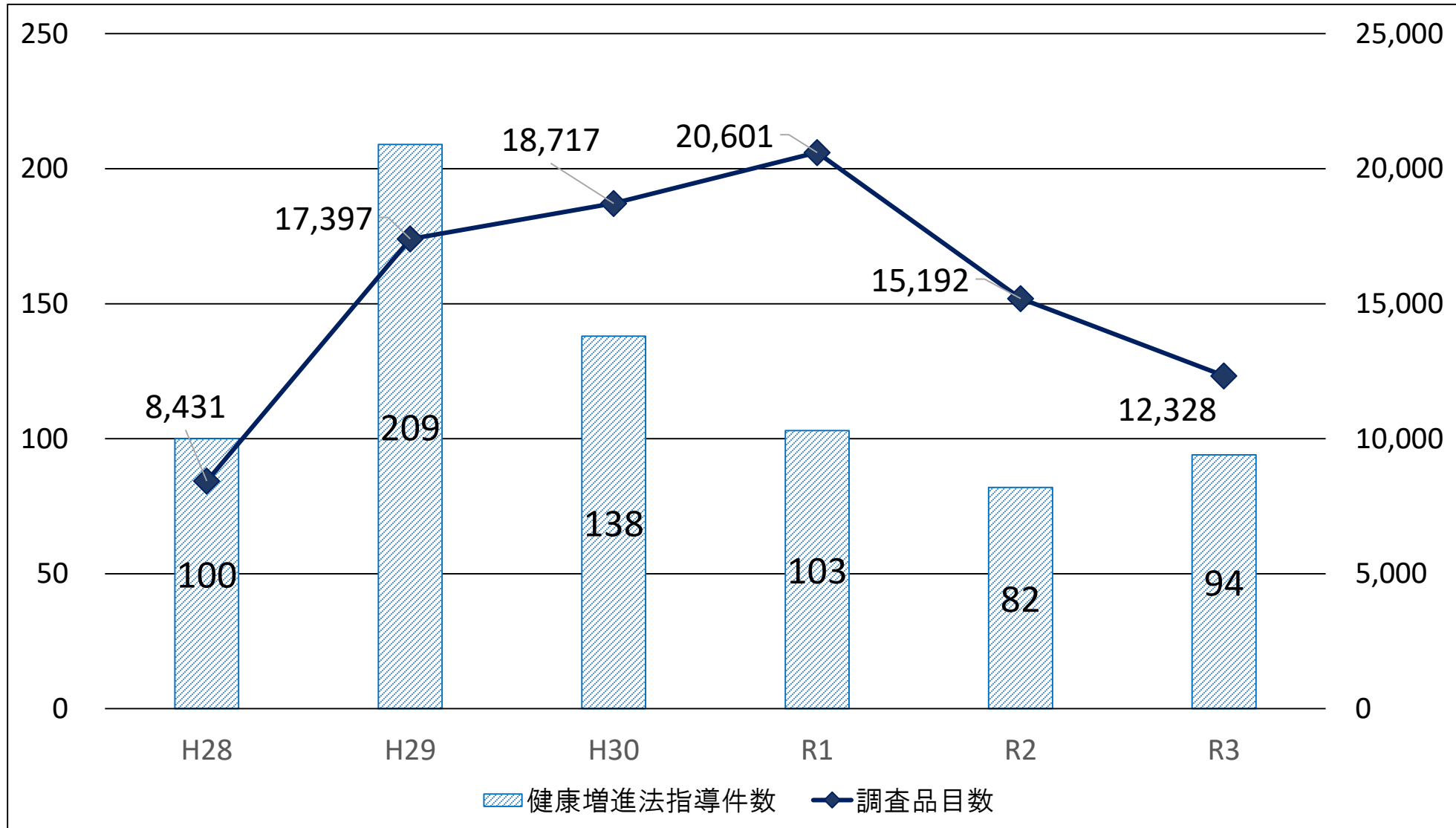


岐阜県健康福祉部生活衛生課
食品安全推進室食品安全対策係

726件

何の数値か 分かりますか？

岐阜県が実施した指導件数 (健康増進法)





健康増進法とは？

健康増進法では、食品として販売に供するものに関して、健康保持増進効果などについて虚偽誇大な表示をすることを禁止している。

【目的】

実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逃してしまう事態を防止することを目的としている。

健康保持増進効果等とは

(1) 疾病の治療又は予防を目的とする効果（医薬品の効能効果に相当）

例）「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「末期ガンが治る」等

(2) 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果

（医薬品の効能効果に相当）

例）「疲労回復」、「老化防止」、「免疫機能の向上」等

(3) 特定の保健の用途に適する旨の効果

例）「本品はおなかの調子を整えます」、「この製品は血圧が高めの方適する」等

(4) 栄養成分の効果

例）「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等

(5) 内閣府令で定める事項

- ・ 含有する食品又は成分の量 例）「大豆が〇〇g含まれている」等
- ・ 特定の食品又は成分を含有する旨 例）「プロポリス含有」等
- ・ 熱量 例）「カロリー〇%オフ」、
- ・ 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果 例）「皮膚にうるおいを与えます」等

特定の用語、文言等の使用を一律に禁止するものではありません。

指導事例(1)

令和3年12月(西濃地域)
しいたけの商品POP



キノコを食べて

免疫力アップ

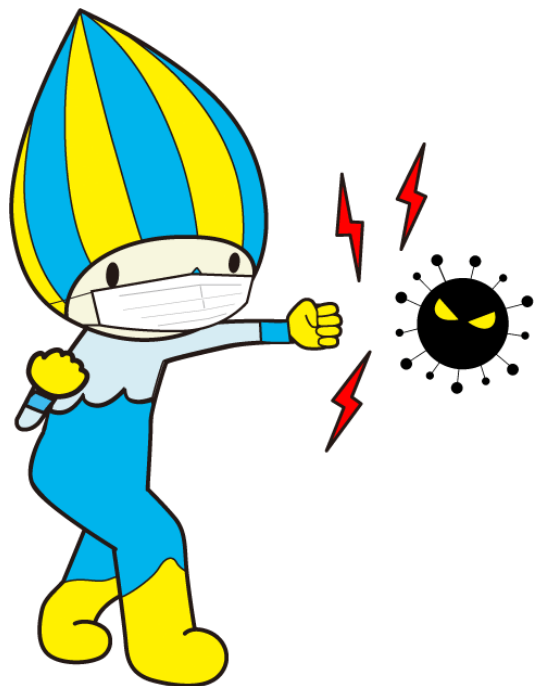


原木シイタケ

βグルカンなど、シイタケの成分には免疫力を高める効果があることが数多くの研究で分かっています。

指導事例(2)

令和4年7月(東濃地域)
ハッカ飴(柿渋入り)



新型コロナウイルス

「柿渋」は新型コロナウイルスを
無毒化させるという
研究結果が発表されました。
飴やラムネなどに渋柿を混ぜて
口に含むことで、新型コロナウイルス
を予防できる可能性があるという
ことです。

最後に

商品のキャッチコピーやPOPの表示に
惑わされないようにしましょう!

健康の保持・増進のためには、
規則正しい生活やバランスの良い食事、
適度な運動の実践が大切です。

